

事業計画書の提出にあたってのお願い

- ・添付書類の表紙に「目次」を作成してください。
- ・既存施設の変更の場合は、様式の次ページに変更理由、変更内容の新旧対照表を記した「変更概要」（参考例1）を添付してください。

様式1

横浜市 廃棄物処理事業計画書

横浜市 廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱第4条
中間処理施設 積替・保管施設 の設置変更について、事業計画書を提出するに当たって、以下の事項を記載してください。

施設名称	固有名称等を記入。名称等が未定のときは「〇〇（会社名等）（産業 or 一般）廃棄物中間処理施設」で可。		
施設の設置場所	計画敷地の土地登記簿謄本に従って設置場所の町名、字名、地番等を正確に記入。地番が多数あるときは、「外〇筆」で可 例：1番地の1～6のように全6筆ある場合、「1番地の1 外5筆」		
土地所有者 氏名・住所	自己所有、借地に関わらず土地登記簿謄本の所有者を記入。所有者多数の場合、「別紙のとおり」として、所有者リストを添付でも可。		
面積	添付書類3求積図の数値を転記。（小数点第2位まで） 計画敷地のうち、廃棄物処理事業に関わらない土地がある場合は、事業の用に供する範囲の面積を記載し、カッコ書きで敷地全体の面積を併記		
地目	山林宅地	田畑	土地登記簿謄本に従って記入。複数の地目がある場合は、合計が面積と合致すること。
取扱廃棄物名	産業廃棄物（ ） 取り扱う廃棄物の名称を正確に記入		
運転時間	処理施設の稼働時間を記入、実稼働時間帯を併記。 （例）午前8時～午後5時、9時間稼働 ※ 原則、昼休み等の休憩時間も施設稼働時間として算定。		
廃棄物最大保管量	廃棄物保管面積	処理前後の廃棄物保管量・保管面積の合計（小数点第2位まで）	
都市計画内容 〔該当事項を〇で囲む〕			
市街化区域、市街化調整区域		屋外で容器を用いずに保管する場合に最高高さを記入。	
住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業専用地域、近郊緑地保全区域、風致地区、その他（ ）		横浜市HP（行政地図情報提供システム）等で確認。	
都市計画公園、都市計画道路、その他（ ）		搬入及び搬出の時間帯等を記入	
搬入道路	現状	延長 m 幅員	1日当たりの計画発生交通量を搬入、搬出それぞれ車種別に記入。発生交通量が極めて少ない場合は1週間または1ヶ月当たりの交通量でも可。
	計画	延長 m 幅員	
搬入及び搬出の時間並びに方法に関する事項		交通量（台数）	
関係法令等の規制			
公害防止対策		規制を受ける主な関係法令の名称を記入。	
防火対策		騒音、振動、粉じん等の公害防止対策の概要を記入。	
囲い等の方法		構造 高さ m 延長 m	防火対策について概要を記入。

主要幹線道路又は交差点等から施設入口までの距離及び幅員（歩道含む）を記入。道路の拡幅等を計画している場合は計画欄も記入。

人の立ち入りや廃棄物の飛散を防ぐための囲いの構造や高さなどを記入。

処理施設に付帯している設備等があれば記入。
例：集塵設備、排水設備、散水装置など

当該施設で処理に従事する人員の人数を記入。

設置許可対象の施設においては技術管理者の氏名、その他の施設においては処理業務を適切に行うために選任する廃棄物処理管理者の氏名を記入。

施設の種類及び処理方式を記入。(例) 焼却(流動床炉)、破碎(一軸式)

焼却施設の場合のみ記入。

施設の種類・品目ごとに記入。添付書類9の数値を転記。(小数点第2位まで)

該当区分を○で囲み、処分方法を簡潔に記入。
処分方法が複数ある場合は添付書類7の「処理工程図のとおり」でも可。

作業の概要を記入。
(例) 屋内ストックヤードで保管後、搬出

埋立可能と予測される期間、予定している1日あたりの平均搬入量を記入。

予定している利用方法があれば記入。

公共の水路又は公道の改廃を伴うか否か、該当する方を○で囲む。

(裏)

付帯設備等			
人員の配置			
技術管理者又は廃棄物処理管理者	住所 氏名	電話	
(中間処理施設の場合に記入)			
処理方式		火格子面積 (焼却施設の場合)	m ²
処理能力	kg/h	t/日	m ³ /日
処理後の廃棄物の処分方法	特別管理廃棄物以外の廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
特別管理廃棄物		区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
(積替・保管施設の場合に記入)			
積替・保管の方法		保管期間	
廃棄物の搬出先	住所 氏名	電話	
(最終処分場の場合に記入)			
埋立容量	m ³	廃棄物容量	m ³
		覆土容量	m ³
埋立期間	年	日平均搬入量	m ³ /日
跡地利用方法	緑化 (m ²)、畑 (m ²)、その他 (m ²)		
公共水路・公道等の改廃	有 ・ 無		
備考			

平均的な保管日数を記入。

積替え後の主な運搬先を記入。

【添付書類】次の書類を添付してください。

- 1 位置図及び施設付近の見取り図(縮尺 1/2500 又は 1/1500、申請区域を明示)、
- 2 公図の写し、3 求積図(計算書を添付)、4 施設及び各設備の仕様書等、
- 5 現況平面図(測量図を基に作成し、建物平面図、立面図、断面図、構造図を含む)、
- 6 施設計画図(平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書を含む)、
- 7 処理工程図、8 廃棄物の保管場所、保管方法及び保管量を明らかにする書類、
- 9 (中間処理施設の場合) 施設の処理能力を明らかにする書類、
- 10 (最終処分場の場合) 周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書面及び図面、
- 11 (最終処分場の場合) 排水施設計画図及び計算書、
- 12 (最終処分場の場合) 浸出液処理設備設計計算書及び仕様書、
- 13 (最終処分場の場合) 埋立処分及び災害防止に関する計画を記載した書類、
- 14 管理体制系統図、15 施設の維持管理に関する計画を記載した書類、
- 16 搬出入車両の搬出入経路及び交通量の算定根拠を示した書類、
- 17 事業計画の説明経過等を記載した書類、18 関係部署との調整状況を記載した書類、
- 19 土地及び建物の所有権又は使用権を有することを示す書類、20 その他必要と認める書類

埋立処分の用に供される場所の容量、その容量に含まれる廃棄物、覆土の各容量を記入。

添付書類の詳細

1	位置図及び施設付近の見取り図（縮尺 1/2500 又は 1/1500、敷地の範囲を明示）
	<p>「市販の地形図（1/2500）や住宅地図（1/1500）等」及び「用途地域等が確認できる都市計画図（本市HPにあるiマッピィーから出力、<u>参考例2</u>）」</p> <p>※ 最終処分場の場合は、(1)縮尺・方位、(2)最終処分区域（赤色）、(3)搬入道路の名称及び位置（茶色）、(4)河川等の名称及び位置（青色）、(5)公共施設等目標となる施設、(6)町内会（又は自治会）の区域（色分け）、(7)敷地外 200m間の周辺居住者を記入。</p>
2	公図の写し
	<p>「公図の写し（敷地の範囲を明示）」</p> <p>※ 発行日から3ヶ月以内のもの。（コピー可）</p> <p>※ 地目、地番、所有者等が事業計画書（様式1）と一致していることを確認。</p> <p>※ 最終処分場の場合は、(1)縮尺・方位、(2)最終処分区域（赤色）、(3)埋立地区域の境界線（紫色）、(4)搬入道路（茶色）、(5)道路敷、水路敷、国有地等（色分け）、(6)計画敷地及びその隣接する筆の番地、地目、地積並びに土地の所有権者名及びその住所を記入。</p>
3	求積図（計算書を添付）
	<p>「登記されている地籍測量図等」</p> <p>※ 最終処分場の場合は、(1)縮尺・方位、(2)最終処分区域（赤色）、(3)埋立地区域の境界線（紫色）を記入。</p>
4	施設及び各設備の仕様書等
	<p>「処理に用いる施設（中核設備・付帯設備）の仕様書（機能、寸法、材質等がわかるもの）」</p> <p>※ カタログ等の使用可</p>
5	現況平面図（測量図を基に作成し、建物平面図、立面図、断面図、構造図を含む）
	<p>「施設設置前（既存施設の変更の場合は変更前）の現況を示す図面一式」</p> <p>※ 最終処分場の場合は、(1)縮尺・方位、(2)最終処分区域（赤色）、(3)埋立地区域の境界線（紫色）、(4)敷地内及びその周辺の道路、水路、河川等の位置及び状況、(5)敷地外 7.5m間の民家等の状況、(6)現況地盤高を記入。</p>
6	施設計画図（平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書を含む）
	<p>「施設設置後（既存施設の変更の場合は変更後）の図面（変更箇所は色分け）」、「給排水系統図（上下水道の配管図、油水分離槽、雨水貯留槽、粉じん防止の散水設備等を表示）」、「消防設備図（消火器、誘導灯、火災報知器の位置等を表示）」及び「(建築物の新築等や擁壁等の工作物の設置等がある場合) 建築図面」</p> <p>※ 処理に用いる施設（中核設備・付帯設備）の設置場所、廃棄物の保管場所、保管方法、展開場所、事務所及び駐車場等の位置を明記。</p> <p>※ 最終処分場の場合は、埋立前及び埋立終了後の計画図をそれぞれ作成。</p> <p>※ 最終処分場の場合は、①埋立前の計画図中に、(1)縮尺・方位（現況平面図と同じにすること）、(2)最終処分区域の境界線（赤色）、(3)埋立地区域（紫色）、(4)囲い等、表示、地滑り防止工、沈下防止工、雨水等集排水設備、地下水検査孔、管理事務所、洗車設備、場内道路、消火設備、防災設備、公害防止設備、擁壁、盛土、切土、保有水等集排水設備、浸</p>

	<p>出液処理設備、保有水等調整池、展開検査場、飛散防止設備、基準高、区域杭、遮水工、通気装置その他の設備の名称、位置、構造、規模等、(5)計画地盤高、(6)縦横断線の位置及び符号を記入、</p> <p>②埋立後の計画図中に、(1)縮尺・方位（現況平面図と同じにすること）、(2)最終処分場区域の境界線（赤色）、(3)埋立地区域の境界線（紫色）、(4)雨水等集排水設備、保有水等集排水設備、道路、水路、擁壁その他の構造物の名称、位置、構造、規模等、(5)法面の位置、勾配等、(6)遮水工の範囲、(7)跡地利用計画（農地部分、緑化部分等を色分けすること）、(8)計画地盤高、(9)縦横断線の位置及び符号、(10)単距離、追加距離、(11)土量計算の根拠となる各地盤高における断面積（200mごとに作成、土量計算書を添付）を記入。</p>
7	処理工程図
	<p>「品目ごとの処理工程が分かる図面」（参考例3）</p> <p>「(処理後の搬出先が廃棄物処理業者の場合) 搬出先の廃棄物処理業許可証の写し」</p> <p>※ 主要な排出事業者、搬出先及び計画搬入・搬出量（日、週、月等の単位当たり）も明記。</p>
8	廃棄物の保管場所、保管方法及び保管量を明らかにする書類
	<p>「品目ごとの保管量、保管面積の計算根拠が分かる平面図・断面図・計算書」</p> <p>「品目ごとの保管量（計算結果）一覧」</p> <p>「(産業廃棄物の場合) 最大保管量を超過していないことを確認する資料」（参考例4）</p> <p>「(廃棄物の重量から容量を算出する場合) 比重換算表」</p> <p>◎ <u>過剰保管による生活環境保全上の支障を防止する観点から、保管量は処理前・処理後の合計で算出してください。</u></p> <p>※ 保管量の単位は m^3、保管面積の単位は m^2、原則として小数点以下第2位まで表記。</p> <p>※ 法の保管基準が遵守され、“6 施設計画図”と整合性があることを確認すること。</p> <p>※ 「比重換算表」は環境省、日本廃棄物処理振興センター等の公的機関が公表する資料、事業所の実態に則した比重を証明する資料（実測データ）のいずれか。</p> <p>※ 比重は“9 施設の処理能力を明らかにする書類”に用いる数値と整合性があることを確認すること。</p> <p>※ 複数品目が混合し一体不可分の廃棄物を保管する場合、総量に対して品目ごとに想定した割合を乗じて、品目ごとの想定保管量を算出。</p>
9	施設の処理能力を明らかにする書類
	<p>「処理方式ごとに施設の処理能力を証明する計算書及び寸法が分かる図面」、「施設ごと、品目ごとの処理能力一覧表」及び「(計算に係数や比重を用いる場合) 係数や比重の根拠資料（詳細な実験データ等）」</p> <p>※ 処理能力は原則として理論上施設へ物理的に投入可能な廃棄物の最大量</p> <p>※ 処理能力の計算には施設操作者に起因する動作時間（重機による廃棄物の投入、処理後物の取り出し作業等にかかる時間等）を除く。</p> <p>※ 処理能力は、1時間あたりの処理能力×施設稼働時間で計算し、施設稼働時間が8時間未満の場合は8時間で換算、8時間以上の場合は実稼働時間を施設稼働時間として計算。</p> <p>（例）8時から17時まで稼働 ⇒ 9時間</p>

	<p>※ 処理能力の単位は、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ等はm^3/日、その他の廃棄物はt/日、原則として小数点以下第2位まで表記。</p> <p>※ 実験データ等を添付する場合、実験日時、場所、状況が分かる写真、測定回数及び各測定回における測定結果を明記。</p> <p>※ 実験データ等をそのまま処理能力の根拠とする場合、施設へ物理的に投入可能な最大量を投入し、その処理に要した時間を除して算出。</p> <p>※ 寸法が分かる図面には機械の型式等を明記。</p>
10	(最終処分場の場合) 周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書面及び図面
	<p>「地形図」、「地質図」及び「帯水層の分布、地下水の分布、水位及び流動状況、湧水の分布等が分かる書面又は図面」</p> <p>※ 書面及び図面には、(1)最終処分場区域の境界線(赤色)、(2)埋立地区域の境界線(紫色)、(3)調査位置、(4)各地層の断面(色分け)、厚さ、標高等、(5)地下水位、(6)不透水層の位置(色分け)を記入し、不透水層の厚さ等がわかる土質試験の報告書を添付。</p>
11	(最終処分場の場合) 排水施設計画図及び計算書
	<p>「埋立開始及び埋立終了後の最終処分区域及び流末水路整備区域における排水施設の名称、位置、種類、形状、構造及び規模が分かる図面」、「放流先の河川等の名称及び断面構造が分かる図面」、「保有水等調整池、浸出液処理設備及び遊水地等の名称、位置、構造及び規模が分かる図面」及び「排水施設の流量計算書」「排水区画割平面図」「官民境界確認書」「断面図」</p> <p>※ 計画図には、(1)縮尺・方位(現況平面図と同じにすること)、(2)最終処分区域の境界線(赤色)、(3)流末水路整備区域(青色)を記入</p>
12	(最終処分場の場合) 浸出液処理設備設計計算書及び仕様書
	<p>「各層の構造が分かる図面」、「平面図」、「断面図」、「各層の有効容量が分かる図面」、「処理設備の能力(処理水量、原水水質、処理水質)が分かる書面」及び「能力の根拠となる計算書」「処理の流れが分かる図面」</p>
13	(最終処分場の場合) 埋立処分及び災害防止に関する計画を記載した書類
	<p>「埋立方式、埋立順序、埋立法面の形状、埋立高さ、埋立処分の終了後に行う維持管理の内容、廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項、公共水域及び地下水の汚染の防止に関する事項並びに火災の発生の防止に関する事項が記載された書面」</p>
14	管理体制系統図
	<p>「社内の連絡及び指揮系統が分かる図面」</p> <p>※ 平常、夜間及び異常事態発生時について作成。</p> <p>※ 技術管理者等及び各部署の責任者氏名及び連絡先等を記載。</p> <p>※ 緊急事態発生時においては、警察、消防等の他、当課など関係部署の連絡先を記載。</p>
15	施設の維持管理に関する計画を記載した書類
	<p>「施設の維持管理に関する計画を記載した書類」</p> <p>※ 公害対策、一連の作業における作業手順、注意点及び安全対策等を記載。</p> <p>※ 処理に伴い排ガス又は排水が生ずる場合、(1)排ガスの性状又は放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとする数値、(2)排ガスの性状又は放流水の水</p>

	質の測定頻度に関する事項を記載。
16	搬出入車両の搬出入経路及び交通量の算定根拠を示した書類
	「搬出入車両の搬出入経路及び交通量の算定根拠を示した書類」及び「(搬出入経路に私有地が含まれる場合) 車両通行の承諾書及びその承諾書に押印した印鑑についての印鑑証明書」 ※ 主要な幹線道路又は交差点等からの搬出入経路を明示。
17	事業計画の説明経過等を記載した書類
	「計画敷地と隣接する土地及び向かい側(向こう3軒)の地権者及び事業者又は住民、その他本市が必要と認めた範囲の事業者及び住民に対して、事業説明を行った際の議事録」、「市販の地形図(1/2500)や住宅地図(1/1500)等に説明を行った相手の場所が分かるよう明示したもの」及び「(工業団地地区等、事業者間で運用する協定等が存在する場合) 関係団体と協議した記録」 ※ 議事録には、説明を行った日時、説明者、相手の氏名、質疑及び意見等の内容を記載。
18	関係部署との調整状況を記載した書類
	「関係法令等の所管部署等との協議及び手続き等を行った際の議事録」 ※ 議事録には、協議等を行った日時、協議先の担当者名、簡潔な協議内容、提出した又は提出予定の申請書等の名称等を記載。
19	土地及び建物の所有権又は使用权を有することを示す書類
	「計画敷地全ての土地及び建物の登記簿謄本」、「(借地等の場合) 土地及び建物の賃貸借契約書等の写し、売買契約書の写し又は承諾書(参考様式あり)」及び「(借地等の場合) 契約書等に押印した印鑑に係る印鑑証明書」 ※ 計画敷地のうち、廃棄物処理事業に関わらない土地建物がある場合、その登記簿謄本等は省略可 ※ 登記簿謄本・印鑑証明書は発行日から3ヶ月以内のもの。(コピー可) ※ 地目、地番、所有者等が事業計画書(様式1)と一致していることを確認。
20	その他必要と認める書類
	「(廃棄物処理法に基づく設置許可等が必要な施設の場合) 生活環境影響調査の結果」 ※ その他、関係法令等の所管部署等へ提出した書類の写しを求める場合あり。

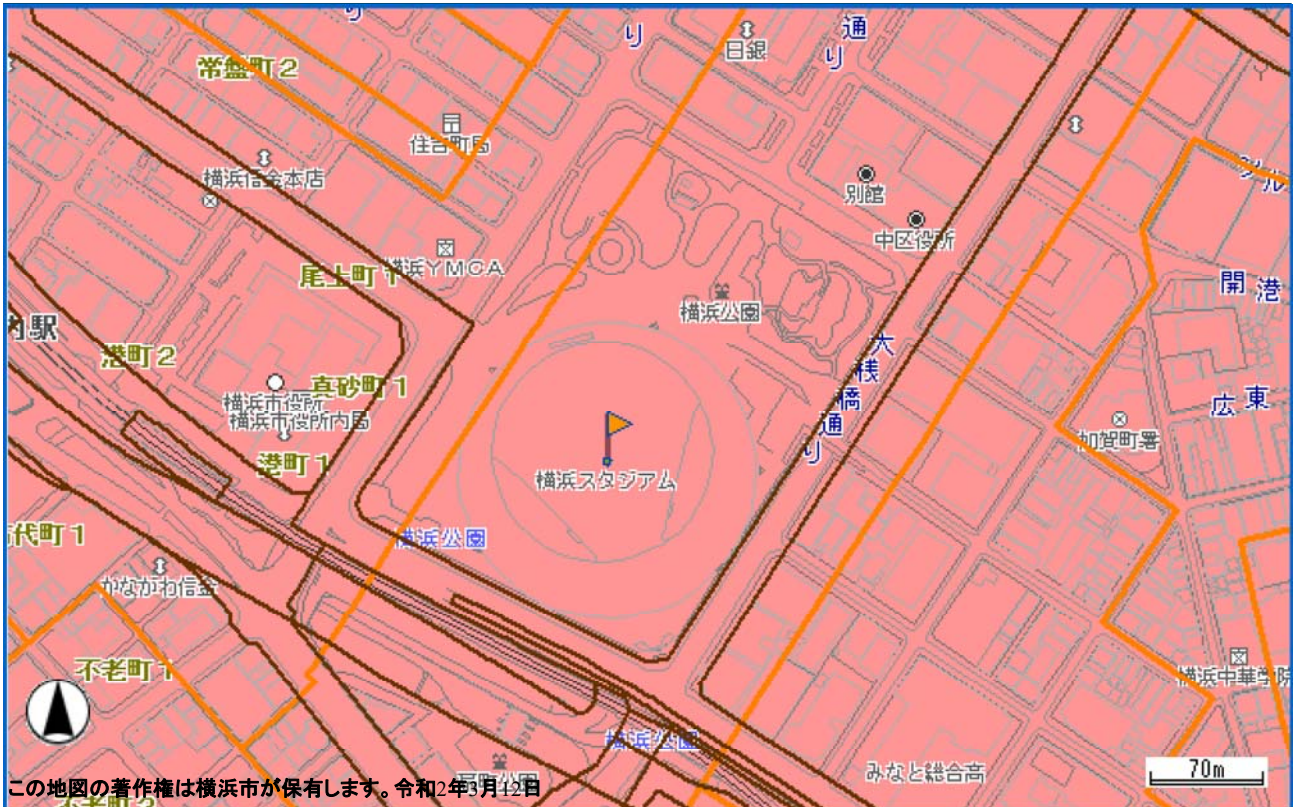
変更概要

<変更理由>

〇〇〇〇のため、〇〇区〇〇町の間処理施設内に、新たに破碎施設及び圧縮施設を導入し、取扱廃棄物の品目追加及び廃棄物保管場所の変更等を行う計画です。

<新旧対照表>

項目	変更前	変更後	備考
取扱廃棄物	廃プラスチック類	廃プラスチック類、 <u>木くず、金属くず、がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず</u>	4品目追加
処理方式	溶融	溶融、 <u>破碎、圧縮</u>	破碎、圧縮の追加
処理能力	溶融：4.20 t/日 (廃プラ)	<u>溶融：5.25 t/日 (廃プラ)</u> <u>破碎1：6.42 t/日</u> <u>(木くず、がれき類、ガラ陶)</u> <u>破碎2：3.32 t/日</u> <u>(がれき類)</u> <u>圧縮：70.00 t/日</u> <u>(廃プラ、金属くず)</u>	稼働時間延長に伴う処理能力増 破碎、圧縮の追加
最大保管量	100.31 m ³	<u>300.62 m³</u>	保管場所の増設
保管面積	40.21 m ²	<u>70.33 m²</u>	保管場所の増設
作業時間及び施設稼働時間	9時～17時 (8時間)	<u>8時～18時 (10時間)</u>	
交通量	搬入：4t車 5台/日 搬出：10t車 2台/日	搬入：4t車 <u>7台/日</u> <u>2t車 4台/日</u> 搬出：10t車 <u>4台/日</u>	処理能力増及び施設の追加に伴う搬入出台数の増



この地図の著作権は横浜市が保有します。令和2年3月12日

〈凡例〉

- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域(第7種高度地区)
- 商業地域(第6種高度地区)
- 商業地域(最低限1種高度地区)
- 商業地域(最低限2種高度地区)
- 準工業地域(第5種高度地区)
- 準工業地域(第7種高度地区)
- 工業地域(第5種高度地区)
- 工業地域(第7種高度地区)
- 工業専用地域
- 用途界
- 地番界(区域区分のみ)
- 地形地物界等(区域区分のみ)
- 最低限3種高度地区
- 市街化調整区域
- 都市計画道路
- 都市計画河川

下記の表示は、旗の根元の部分における内容です。

【都市計画による制限】

- 区域区分 : 市街化区域
- 用途地域 : 商業地域
- 建蔽率 : 80%
- 容積率 : 700%
- 高度地区(最高限) : 第7種高度地区
- 防火・準防火地域 : 防火地域
- 公園・緑地・墓園等 : 5・4・401 横浜公園
- 駐車場整備地区 : 中央地区駐車場整備地区
- 特別用途地区 : 横浜都心機能誘導地区(業務・商業専用地区)

【建築・造成等に関する制限】

- 建築基準法第22条区域(防火地域及び準防火地域を除く) : 建築基準法第22条による区域
- 駐車場条例の附置義務区域 : 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域

【地域まちづくりの計画等】

- 景観計画 : 景観計画(関内地区)
- 都市景観協議地区 : 都市景観協議地区(関内地区)

図面番号 : 117

図面番号(旧) : 110

注意:

【都市計画による制限】については、平成31年4月1日時点の情報です。

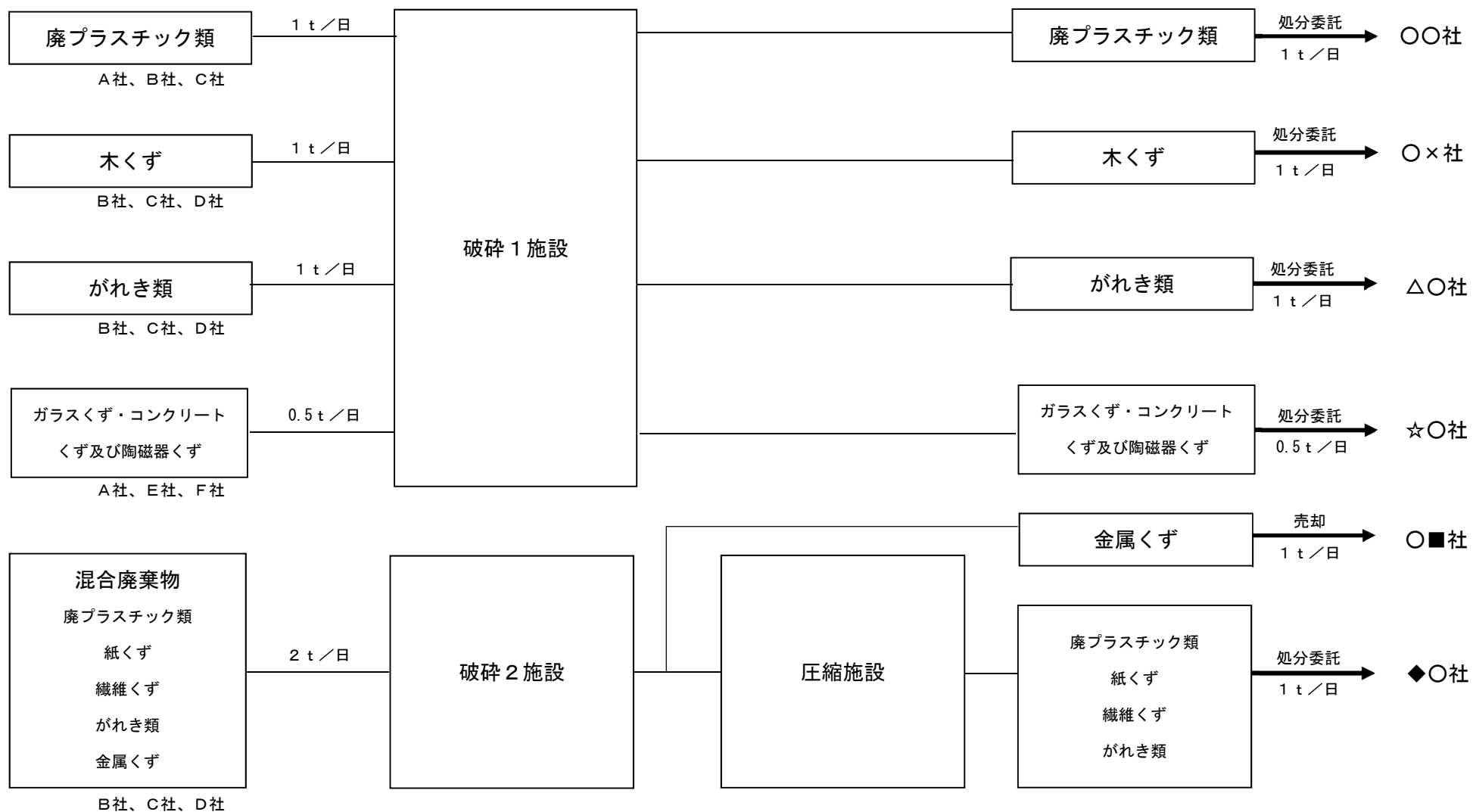
この図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用下さい。

横浜市 行政地図情報提供システム ご利用日時:[2020/03/12 11:35:55]

Copyright (C)2020 City of Yokohama. All rights reserved.

処理工程図（中間処理施設）記載例

参考例 3



① 取扱廃棄物を全て列記し、種類ごとに
主な排出事業者名を記載してください

② 種類ごとに計画搬入量
を記載してください。

③ 中間処理施設内における処理フローを記載してください。また、同じ
処理方式の施設が複数ある場合は付番等により区別してください。

④ 種類ごとに搬出先及び計画搬出量を記載してください。また、搬出先が廃棄物処理業者の場合、許可証等の写しを添付
してください。

14日分の処理能力と最大保管量の比較【記載例】

参考例4

破碎工程【破碎施設が複数ある場合は処理能力を合算する】

品目	A:処理能力※1 t/日	B:嵩比重 ※ t/m ³	C:処理能力 m ³ /日	D:14日分処理能力 m ³	比較	最大保管量 m ³
廃プラスチック	5.20	0.35	14.86	208.04	>	68.22
木くず	4.60	0.55	8.36	117.04	>	32.54
がれき類	8.80	1.48	5.95	83.3	>	42.56

破碎処理前後の廃プラの保管量の合算

$$C=A \div B \quad D=C \times 14$$

圧縮工程【圧縮施設が複数ある場合は処理能力を合算する】

品目	処理能力 t/日	嵩比重 ※ t/m ³	処理能力 m ³ /日	14日分処理能力 m ³	比較	最大保管量 m ³
廃プラスチック	72.11	0.35	206.03	2884.42	>	40.03
紙くず	55.32	0.30	184.40	2581.60	>	30.04
繊維くず	52.83	0.12	440.25	6163.50	>	20.05
ゴムくず	63.24	0.52	121.62	1702.68	>	10.09

$$C=A \div B \quad D=C \times 14$$

※1 処理能力計算書で算出した各品目の数値を使用すること。

※2 嵩比重については環境省、日本産業廃棄物処理振興センター等の公的機関が発表している資料、あるいは事業所の実態に即した比重を証明する資料(実験データ)を用いること。